

# 緑の子

令和5年3月発行

発行・編集

鎌ヶ谷市青少年センター

☎273-0101

鎌ヶ谷市富岡2-6-1

(生涯学習推進センター内)

☎047-445-4393

令和五年一月十九日、二十日に、独立行政法人国立青少年教育振興機構主催による、第三十九回「全国青少年相談研究会」が「子どもまんなか社会を実現するために」をメインテーマに開催され、基調講演では「青少年の今」と子ども基本法」というテーマで、宮本みち子氏（放送大学名誉教授）から、分科会では、「子ども・若者の声が響くまちのつくり方」について、土肥潤也氏（NPO法人わかものまちな事務所長）による講演を聞き、ともに参加した他市の皆さんと情報交換をしてみました。

## 「青少年のいま」と子ども基本法」について

青少年センター 谷川 昭人

本年四月から「子ども基本法」が施行されます。1996年当時の「子どもの権利条約」の一般原則において、すでに「生命・生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」「子どもの最善の利益」「差別の禁止」が定められており、子どもの権利は守られているという政府の判断から、国内法の整備を行わなかったことにより「子どもの権利条約」についての認知度は低く、その理念や実践は浸透しませんでした。

### 「子どもの権利を守られない原因となるもの」

○子どもの貧困・親の貧困  
保護者が若い世代ほど、子ども時代の貧困が継承され、貧困から抜け出せない傾向が強まっています。

○子どもの貧困は、女性の貧困とセット

男性世帯主が妻子を支える生活保障体制のまま女性に経済的に自立できる環境条件が弱体のままであることや、離婚に際しての養育費の支払い不履行等が要因となるとともに、教育費は親の責任とされ、資金からの支払いのみに委ねられた制度では貧困な母子世帯を救済できません。また、2人親世帯の貧困も軽視できず、実は貧困状態にある子どもの7割は両親が揃っているとのデータもあり、これは日本の保障制度は年金・医療・失業保険が中心であり家族支援は極めて脆弱であると言えるでしょう。

### 「親に頼ることのできない子ども・若者の状況」

最も厳しい状況に立たされている社会的養護出身者の失業・病氣・孤立・貧困や虐待・ネグレクトの下で育った子どもや若者は、精神の病や家出ネットカフェ難民など救済が困難な状況に陥ってしまうとともに、困窮する母子世帯をはじめ、親任せの子ども・若者政策においてはこれらの子ども・若者は放置されてしまっている現状があります。

○深まる子どもたちの孤立・孤独

安心安全の空気が弱まり安心できる友達関係が持ちにくい状況が深まった少年は仲間関係が築けなくなり、自分に自信も持てず、大人になるための学びが不足している現状があります。

### 「児童虐待社会的養護自律支援の状況」

児童虐待に関する相談は1999年と2017年を比較して10倍以上に増加しており、虐待を受けて入所している子どもたちの多くは、心身共に深い傷を負っていて、成人に達した後もその後遺症に苦しんでいる現状があります。

○社会的自立能力の未熟な子どももほど、早期の「自立」を強いられる。

子ども達にとって施設を出て、独り立ちすることが、それがどれほど過酷なことか、その実情を知る人は多いとは言えないでしょう。こつしたことから今回の法律は、子どもの諸問題を解決し、養育・教育・保健・医療・福祉など幅広く子どもの権利施策の整合性を持って実施できることを目的に精査されました。

令和五年四月に「子ども基本法」の施行と「子ども家庭庁」が発足されます。また政府は「異次元の少子化政策」を掲げており、子どもに対する問題が複雑で多様化する中、子ども達が健全に成長するために、私たち大人が新たに何をできるかが問われる年になると思います。

「子ども基本法」の概要については、下記のQRコードから 内閣官房のホームページをご参照ください。



「子ども・若者の声が響くまちづくり方」  
「子ども学ぶ」

青少年センター 由比藤 優

二日目の分科会においては、地域関連分野をテーマとした「子ども・若者の声が響くまちづくり方」について、土肥潤也氏（NPO法人わかものまち事務局長）の講義がありました。

① 現代は「子ども・若者大変革」時代

○投票率の低下に伴う若者の声の反映づらさ  
現代は「子ども・若者大変革時代」であり、若者の声が聞かれにくい社会構造があるからこそ、若者の声が響く社会づくりを目指すべきです。

○「子ども家庭庁」の新設

令和五年四月に設置される、「子ども家庭庁」においては、「企画立案・総合調整部門」の面からこれまで各府省庁が別々に行ってきた子ども施策を一元的に集約するとともに、子どもや若者から意見を聞くなどして、子ども施策に関連する大綱の作成と推進をしていくことが必要となります。



② 子ども・若者が「対象」から「主体」に変化

○子ども施策策定及びまちづくりへの子どもの意見反映  
令和五年四月に施行される「子ども基本法」においては、子どもの施策の策定にあたって、子どもの意見を反映させる措置を行うことを国や地方公共団体に対し義務付ける規定が設けられています。子どもも社会の一員であるという認識のもと、子どもからの意見聴取及び施策への反映に取り組むことで特に、子どもの参画施策は、地方公共団体の生存戦略のひとつとして位置づけられつつあります。

③ 人口減少対策としての子ども若者参画

○子ども・若者の声を聴くことが必要不可欠  
人口減少社会が加速していく中、いかに子どもや若者の声を聴くことができるかが、今後の地方公共団体には必要不可欠であり、さらに民主主義、社会の担い手として、子ども・若者の参画の機会の保障と確保が重要となっています。

④ 先進市の事例

○若者のまちづくりへの参画

「まちを変えるチカラを身につける」として、静岡市の高校生による、まちづくりスクールの事例が紹介されました。これは若者が自分自身の興味関心を探り、自ら感じた地域課題を解決するための企画をグループで考案し、実施したものであり、今回は「若者の投票率を上げるためには」をテーマにしたものが発表されました。

おわりに、この自ら感じ、考え、解決策を考案する点については、鎌ヶ谷市における学校教育の全体構想である「主体的に関わり、学び合い、高め合う教育」にも通じるものがあると感じました。つまり子ども達が自ら考え、人との関わりを大切にしていくこと、考えを他者に伝える力を身につけることが未来における社会の担い手であるという自覚につながるのではないかと思います。そのためにも、子どもたちが「主体的に関わり、学び合う」ことの大切さを痛感しています。

一斉合同パトロール



令和四年十二月十六日（金）中学校区ごとに一斉合同パトロールを実施しました。  
寒い中、どの学区も問題なく行うことができました。

(3)



## ■子ども安全メールに登録を！！

### ■提供する情報

不審者等子どもに関する防犯情報、危険箇所等子どもの安全に関する情報、  
その他子どもの安全に関する一般情報。

### ■登録方法

#### (1) 仮登録

スマートフォン・パソコン等からつぎの仮登録用アドレスへ空メールを送信してください。

- ※ 仮登録用アドレス kama.kodomo@mpme.jp
- ※ QRコード対応のスマートフォンは、こちらを利用できます。

#### (2) 本登録

本登録の案内メールが届きますので、そのメールに記載されたURLへ接続し、  
必要事項を入力のうえ送信します。

#### (3) 登録の完了

- 登録完了のメールが届いて手続きは終了です。
- ※登録いただいたメールアドレスは、このサービス以外には使用しません。



仮登録用QRコード



### ■その他

- ・提供する時間帯は、原則として土日・祝日・年末年始を除く8時30分から17時までとなります。
- ・登録料や情報提供料は無料ですが、メールの送受信にかかる通信料は登録者の負担となります。

## ～こども110番の家～ 新規協力者を募集しています！

「こども110番の家」は、子どもが事件・事故に遭った、または遭いそう  
になったと助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、家庭、  
関係機関などへ連絡するなどして、子どもの安全を見守る地域の輪です。

令和5年1月末日現在、市内の設置軒数は1,281軒となっています。  
この輪をさらに広げるため、ご協力いただけるご家庭や商店・事業所等  
を募集しています。



設置軒数は  
1,281軒!

※令和5年1月末日現在



ご協力していただける方には、  
左のデザインのステッカーやプレートを  
設置していただいています。

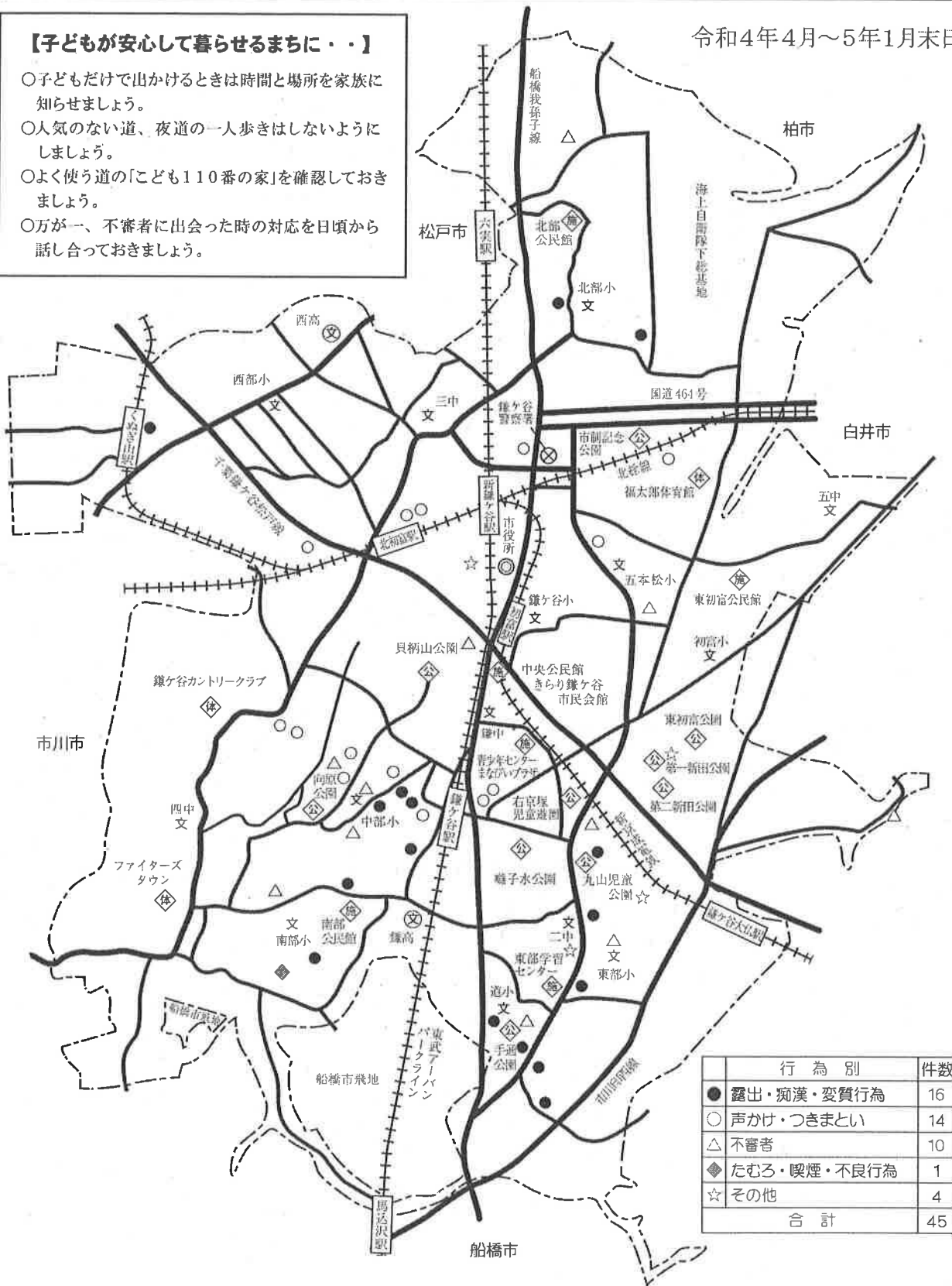
【お問い合わせ・お申し込み】  
鎌ヶ谷市青少年センター  
(富岡2-6-1 生涯学習推進センター内)  
電話:047-445-4393

# 令和4年度 子ども防犯マップ

令和4年4月～5年1月末日

### 【子どもが安心して暮らせるまちに・・・】

- 子どもだけで出かけるときは時間と場所を家族に知らせましょう。
- 人気のない道、夜道の一人歩きはしないようにしましょう。
- よく使う道の「こども110番の家」を確認しておきましょう。
- 万が一、不審者に出会った時の対応を日頃から話し合っておきましょう。



行為別	件数
● 露出・痴漢・変質行為	16
○ 声かけ・つきまとい	14
△ 不審者	10
◆ たむろ・喫煙・不良行為	1
☆ その他	4
合計	45